

新潟県条例第97号

新潟県港湾管理条例の一部を改正する条例

第1条 新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表荷役機械の項を次のように改める。

荷役機械	移動式タワークレーン	1基使用時間1時間につき	5号機 38,571円	6号機 42,057円		
	コンテナクレーン	1基使用時間1時間につき	70,971円	70,971円		

第2条 新潟県港湾管理条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

		改 正 後				改 正 前				
別表（第6条関係）										
港湾 施設 及び その 使用 の区 分 (略)	使用料算定の基礎	国際拠点港湾	重要港湾	地方港湾		国際拠点港湾	重要港湾	地方港湾		
		新潟港	直江津港	両津港 小木港	柏崎港 姫川港			岩船港 寺泊港 赤泊港 二見港	新潟港	直江津港
(略)										
港湾 施設 用地	埋設管又は架設空管類	外径が0.15メートル未満のもの	79円	37円	37円	37円	37円	37円	37円	45円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	100円	49円	49円	49円	49円	49円	49円	60円
(略)										
港湾 施設 用地	埋設管又は架設空管類	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	210円	97円	97円	97円	97円	97円	97円	120円
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

トル未満のもの									
外径が0.4メートル以上1.0メートル未満のもの	(略)	520円	240円	240円	240円	240円	240円		
外径が1.0メートル以上のもの	(略)	1,000円	490円	490円	490円	490円	490円		
架空線	(略)	9円	4円	4円	4円	4円	4円		
地下線	(略)	5円	2円	2円	2円	2円	2円		
備考 (略)									

トル未満のもの									
外径が0.4メートル以上1.0メートル未満のもの	(略)	620円	300円	300円	300円	300円	300円		
外径が1.0メートル以上のもの	(略)	1,200円	600円	600円	600円	600円	600円		
架空線	(略)	10円	5円	5円	5円	5円	5円		
地下線	(略)	6円	3円	3円	3円	3円	3円		
備考 (略)									

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。

